

【(仮称)宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例(骨子)】 パブリックコメント 意見等一覧

「あり」:骨子への反映をするもの、「なし」:骨子への反映はしないもの、「－」:骨子に反映されているもの等

| 種別             | No | ご意見等の概要                                                                                                                                                | 本市の考え方                                                                                                                                                                        | 意見の反映 |
|----------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 許可に関する<br>こと   | 1  | 設置に関しては、審査・検査のうえで許可とし、許可を受けた年月日や許可番号を利用者が確認できるよう施設に掲示する。                                                                                               | 設置に関しては市長の許可が必要となりますが、施設での許可内容の掲示を求める予定はありません。                                                                                                                                | なし    |
|                | 2  | 許可は永久ではなく、毎年の更新が必要とする。                                                                                                                                 | 許可の更新を求める予定はありませんが、著しい違反行為が見受けられた場合は、許可の取り消しなど必要な措置をとることとしております。                                                                                                              | なし    |
|                | 3  | 誰に許可したかホームページで確認できるようにする。                                                                                                                              | いただいたご意見を踏まえ、規則や運用等について検討してまいります。                                                                                                                                             | －     |
|                | 4  | 安易に参入する業者のないようきびしい許可制をお願いしたい。                                                                                                                          | いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。                                                                                                                   | －     |
|                | 5  | トラブルが発生しないような場所で、健全で誠実な運営をされる事業者に霊園を設置していただくためには、設置場所や霊園設置者にある程度の条件設定が望ましい。<br>過去の実績、今後の事業計画を十分に精査され、事業者としての適性を慎重に判断され、許可に値するかどうか、しっかり見極められる条例にしていきたい。 | いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、施設の構造設備や設置場所に基準を設け、条例の制定をすすめてまいります。                                                                                                | －     |
| 設置場所に関<br>すること | 6  | 住民との揉め事を避けるには、施設の建設や移動火葬車で火葬を行う場所は天ヶ瀬公園墓地や火葬場の隣接地がよい。                                                                                                  | いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。<br>一方で、事業を行う事業者に対し、過度な規制とならないよう配慮も必要となることから、他の法令等を参考にし、生活環境に影響を及ぼす可能性のある範囲を隔離距離等として設定しております。                      | －     |
|                | 7  | ペット霊園の設置場所の基準について、100mの根拠は何か。                                                                                                                          | ・「京都府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」における風俗営業の基準<br>・「宇治市ラブホテル建築等規制条例」における設置基準<br>上記において、学校や児童福祉施設等から100mの範囲を基準としております。本条例においてもそれらの基準を参考として、生活環境に影響を与える可能性がある範囲を100mとみなして設定しています。 | －     |
|                | 8  | 既存の墓地の空きスペースに設置はできないのか。                                                                                                                                | 墓地の経営許可を受けた者が、許可を受けた区域を含む土地でペット霊園の墓地・納骨堂の設置等をする場合は、条例における設置場所の基準は適用しないこととしており、既設の墓地の空きスペースにペット霊園を設置することは可能です。                                                                 | －     |
| 説明会に関<br>すること  | 9  | 説明会の開催について、115mの根拠は何か。                                                                                                                                 | 「宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例」における説明会の開催について、「開発事業の区域に建築する建築物の高さの1.5倍の距離又は15mのいずれか長い距離の範囲内」との要件を引用し、本条例においても設置基準の100mに15mを足した115mを説明会の開催範囲として設定しています。                | －     |

| 種別         | No | ご意見等の概要                                                                                                           | 本市の考え方                                                                                                                                                                        | 意見の反映 |
|------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 構造設備に関すること | 10 | 初期消火のために、最低限の消火器等の設置が必要ではないか。                                                                                     | いただいたご意見を踏まえ、消火器その他の初期消火に必要な設備等について設置を義務付けることとし、火葬施設の基準・必要な設備として定めます。                                                                                                         | あり    |
|            | 11 | 設置許可等の地位を承継した者が、構造設備の更新、改修を行う場合には、本条例の対象となるのか。                                                                    | 地位を継承した者につきましても、本条例の対象となります。                                                                                                                                                  | －     |
|            | 12 | 経過措置により許可を得た者が、構造設備の更新、改修を行う場合には、本条例の対象となるのか。                                                                     | 経過措置により許可を受けた者が構造設備の更新等を行う場合は、本条例の対象となります。                                                                                                                                    | －     |
|            | 13 | 利用者が使用後にゴミ等散乱していない様にしたい。                                                                                          | いただいたご意見を踏まえ、必要に応じてごみ集積場を設置することとし、構造設備の基準に定めます。                                                                                                                               | あり    |
|            | 14 | 動物の火葬において、煙がまわりの施設や住宅から見えるようなことは望ましくない。臭いも同様。<br>また、動物霊園という特殊性から、明るい外観にすることも大切と考える。                               | いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、施設の構造設備や設置場所に基準を設け、条例の制定をすすめてまいります。                                                                                                | －     |
| 事業廃止に関すること | 15 | 業者の倒産や利用者が管理料を払えなくなった場合など、のちのトラブル回避に対する法的措置の取り決めが重要。                                                              | ペット霊園等事業者が事業を廃止する際には、市への届け出、利用者への事前説明を行い、他の墳墓等に焼骨を移すなど利用者の心情に配慮した対応に努めることを義務付けています。                                                                                           | －     |
|            | 16 | 先々を考えると、事業者の倒産もあり得る。現状復旧費用を、事前に半額なり市が預かるべき。                                                                       | 事業を廃止する場合は、原状回復等の措置、利用者への説明、焼骨の移動など利用者の心情に配慮した対応を義務付けており、預かり金等の導入は検討しておりません。                                                                                                  | なし    |
|            | 17 | 廃業時のルールが記載されていない。                                                                                                 | 事業を廃止する場合は、原状回復等の措置、利用者への説明、焼骨の移動など利用者の心情に配慮した対応を義務付けています。                                                                                                                    | －     |
| 移動火葬に関すること | 18 | 許可された場合、移動火葬は宇治市内に限定されるということか。<br>先行して条例を定めている他の自治体でも、これは同様のことか。                                                  | 市内において、業として移動火葬を行う行為について許可が必要となります。<br>例えば、事業所の所在地が他市町村であっても、市内で移動火葬を行う際は許可が必要になります。<br>なお、聞き取りを行った他市町村においても、同様の趣旨であると確認しております。                                               | －     |
|            | 19 | 他の自治体で許可を得ている者が、宇治市内でペットの死体を収集して、許可を得ている自治体の区域内で火葬を行うことは可能か。この場合は、本条例の適用は受けないことになるのか。                             | 本条例は、市内において、業として移動火葬を行う行為について規制するものであり、ペットの死体を収集する行為について規制するものではありません。                                                                                                        | －     |
|            | 20 | 骨子5（2）オにある「その事業者の所有地等」の「等」とは、具体的に何を想定しているのか。                                                                      | 5（2）オのただし書きにて、一定の要件を満たしている場合は、事業者が所有する土地以外の場所で移動火葬を行えることとしています。                                                                                                               | －     |
|            | 21 | 移動火葬車両の使用制限における100mの根拠は何か。                                                                                        | ・「京都府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」における風俗営業の基準<br>・「宇治市ラブホテル建築等規制条例」における設置基準<br>上記において、学校や児童福祉施設等から100mの範囲を基準としております。本条例においてもそれらの基準を参考として、生活環境に影響を与える可能性がある範囲を100mとみなして設定しています。 | －     |
|            | 22 | 骨子5（2）オに「ただし、以下のいずれにも該当する場合は除く。」と規定されているが、「いずれにも」は4項目全てに当てはまるという理解でよいのか。<br>また、この場合は、住宅地または住宅地から100m以内でも可能ということか。 | すべての項目に該当する場合は、住宅地または住宅地から100m以内の敷地であっても移動火葬を行えることとしています。                                                                                                                     | －     |

| 種別         | No | ご意見等の概要                                                                              | 本市の考え方                                                                                                    | 意見の反映 |
|------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 移動火葬に関すること | 23 | 隣接する居住者や集合住宅の居住者に周知するだけで十分か。<br>周知について、時期や方法はどのように想定しているのか。                          | 周辺住民、利用者双方への配慮および移動火葬事業の性質を鑑み、周知を行うことが妥当であると考えております。<br>周知方法としては、事業者または利用者による口頭での周知やチラシの配布等による周知を想定しています。 | －     |
|            | 24 | 反対者がいる場合は、どう対応するのか。                                                                  | 条例は、移動火葬車両の使用制限について定めており、反対者がいる場合等につきましては当事者間でご協議いただくこととなります。                                             | －     |
|            | 25 | 初期消火のために、最低限の消火器等の設置が必要ではないか。                                                        | ご意見を踏まえ、消火器その他の初期消火に必要な設備等について設置を義務付けることとし、火葬車両に必要な設備の基準を定めます。                                            | あり    |
|            | 26 | 移動火葬業の許可等の地位を承継した者が、構造設備の更新、改修を行う場合には、本条例の対象となるのか。                                   | 地位を継承した者につきましても、本条例の対象となります。                                                                              | －     |
|            | 27 | 骨子 10（2）にて、許可申請とされているが、骨子 9にある届け出との違いは何か。                                            | 現に設置されているペット霊園等における立地、設備等について条例を適用することはできないため、許可申請ではなく、届け出を行うことと定めています。                                   | －     |
|            | 28 | 経過措置により許可を得た者が、構造設備の更新、改修を行う場合には、本条例の対象となるのか。                                        | 経過措置により許可を受けた者が構造設備の更新等を行う場合は、本条例の対象となります。                                                                | －     |
|            | 29 | 骨子（概要版）にて、「収納、収骨は住宅等や公共施設の敷地で行わないこと。」と記載されているが、「住宅等」は条例（骨子）では規定されていないように思われるが、正しいのか。 | 収納、収骨を行えない場所に住宅は含まれません。                                                                                   | －     |
| 罰則に関すること   | 30 | 条例の案はおおむね賛成。<br>移動火葬は場所等条件を考えると難しいため、反対。<br>ペット霊園等の様に決められた場所が望ましい。                   | いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。                                               | －     |
|            | 31 | 罰則（過料）は導入される予定か。                                                                     | 過料による罰則を設ける予定はありません。                                                                                      | なし    |
|            | 32 | 骨子（概要版）にて、「使用禁止命令」と記載されているが、条例（骨子）では「無許可営業等の場合は営業禁止」と規定されているが、正しいのか。                 | 概要版における記述については、ペット霊園及び移動火葬両方にかかるものであり、表現を使用禁止命令に統一して記載しています。                                              | －     |
| その他        | 33 | 条例違反した場合の罰則規定は。                                                                      | 事業者が条例に違反した場合は、違反した内容に応じて勧告、命令、許可の取り消し、施設の使用の禁止、事業者名等の公表を行うことができることとしています。                                | －     |
|            | 34 | ペット霊園等に関する条例が出来ると助かる。                                                                | いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。                                               | －     |
|            | 35 | 本条例で対象とするペットの定義を追加する。                                                                | いただいたご意見を踏まえ、用語の定義に「ペット」を定めます。                                                                            | あり    |
|            | 36 | ペット斎場建設は、必要なものであり、反対はしない。                                                            | いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。                                               | －     |
|            | 37 | 何事も地域の住民にしっかり説明があり、お互い納得した状態で物事が進めばよい。                                               | いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。                                               | －     |
|            | 38 | 家族である動物のため、営利に走らず心の通った動物霊園を望む。                                                       | いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。                                               | －     |

| 種別  | No | ご意見等の概要                                                                                                                    | 本市の考え方                                                                                                                                               | 意見の反映 |
|-----|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| その他 | 39 | 近年、ペットは家族の一員という考えも多くなる中、ペット霊園を作ることについては必要なこと。<br>しかし、自分の家の近くに設置となると反対される方もいるため、条例に従えない場合はどうする等、市民が納得できる様、進めてもらいたい。         | いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。                                                                                          | —     |
|     | 40 | 移動火葬については、使用者側にとってはたくさんメリットが考えられるが、居住者側にとっては様々な不安が考えられる。<br>居住者側が安心して移動火葬車両を受け入れられる体制、例えば、場所をある程度決めたり、禁止場所を作るなどの法整備が求められる。 | いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。                                                                                          | —     |
|     | 41 | 賛同する。                                                                                                                      | いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。                                                                                          | —     |
|     | 42 | 条例ができることに賛同する。                                                                                                             | いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。                                                                                          | —     |
|     | 43 | 少子高齢化がすすみ、ますますペットの数も増えてくることで、先を見越した条例は必要と考える。<br>ルール作りをすることで、飼育者その他の市民が共存できると考える。                                          | いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。                                                                                          | —     |
|     | 44 | 移動タイプの火葬車は、お年寄りや車の手段がない方には大変助かる。                                                                                           | いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、施設の構造設備や設置場所に基準を設け、条例の制定をすすめてまいります。                                                                       | —     |
|     | 45 | ルールや近隣の方の同意があれば、施設の設置はよい。<br>移動火葬も、お年寄りや移動手段がない方にはありがたい。                                                                   | いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、施設の構造設備や設置場所に基準を設け、条例の制定をすすめてまいります。                                                                       | —     |
|     | 46 | ルールに従い、霊園などを作るとよい。                                                                                                         | いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、施設の構造設備や設置場所に基準を設け、条例の制定をすすめてまいります。                                                                       | —     |
|     | 47 | 条例（骨子）どおりに運営されるのであれば問題は無いように思う。<br>また、定期的な監視も必要。                                                                           | いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、施設の構造設備や設置場所に基準を設け、条例の制定をすすめてまいります。<br>また、本条例の施行に必要な範囲で、事業者に対し、維持管理の状況等について報告を求め、立ち入り検査を行うことができることとしています。 | —     |